

UHF帯RFIDの免許登録等に関するご案内

無線局		使用周波数無線設備	送信出力	空中線利得	免許登録受付期間	免許有効期間中	免許有効期限	電波法 罰則規定
構内無線局	免許局	950MHz帯 指定周波数 注1	1W以下	6dBi以下	平成24年12月31日まで新規登録可能(平成25年1月1日以降に増設計画がある場合には、包括登録申請を実施する必要がある)	包括登録済の機器の開設届、既設設備の設備変更および常置場所変更等可能(新規登録は不可)	平成30年3月31日まで使用可能	平成30年4月1日より使用した場合は電波法違反となる。 注8、注9
	登録局	950MHz帯 指定周波数 注2						
簡易無線局		950MHz帯 指定周波数 注5	250mW以下	3dBi以下				
特定小電力無線局		950MHz帯 指定周波数 注6	10mW以下	3dBi以下	ユーザは免許不要。 平成30年3月31日まで使用可能	ユーザは免許不要。 平成30年3月31日まで使用可能	ユーザは免許不要。 平成30年3月31日まで使用可能	平成30年4月1日より使用した場合は電波法違反となる。 注8、注9
構内無線局	免許局	920MHz帯 指定周波数 注3	1W以下	6dBi以下	平成24年7月25日から登録可能	-	-	-
	登録局	920MHz帯 指定周波数 注4						
特定小電力無線局		920MHz帯 指定周波数 注7	250mW以下	3dBi以下				
留意事項						平成25年1月1日以降の開設届では、平成24年12月31日以前に製造された機器しか使用できない。		

注1 952MHz～954MHz:952.4MHz及び953.6MHzはLBTなし

注2 952MHz～954MHz:LBTあり

注3 916.8MHz、9180.0MHz、919.2MHz、920.4MHz:LBTなし

注4 916.8MHz、9180.0MHz、919.2MHz、920.4MHz、920.6MHz、920.8MHz:LBTあり

注5 952MHz～956.4MHz

注6 952MHz～955MHz

注7 916.8MHz、918.0MHz、919.2MHz、及び920.4MHz以上923.4MHz以下のうち920.4MHzに200kHzの整数倍を加えたもの
922.4MHz～923.4MHzはアクティブと共用で使用可能

注8 不法開設罪 電波法第110条 懲役1年以下又は罰金100万円以下

注9 重要無線通信妨害(携帯電話事業の無線設備の機能に障害を与えて運用した場合)
電波法第108条の2 懲役5年以下又は罰金250万円以下

UHF帯RFIDの機器製造に関するご案内

無線局		使用周波数無線設備	送信出力	空中線利得	ARIB規格番号 TELEC規格番号	既に950MHz技術基準適合証明を受けたもの	技術基準適合証明、型式認証の受付期間	950MHz技術基準適合証明の適用と機器製造		免許有効期限	電波法 罰則規定
構内無線局	免許局	950MHz帯 指定周波数 注1	1W以下	6dBi以下	ARIB STD-T89	平成30年3月31日まで使用可能	平成24年7月24日で技術基準適合証明及び新規型式認証受付終了	すでに型式認証を受けたものは平成24年12月31日まで製造することが可能	平成25年1月1日以降は製造できない	平成30年3月31日まで使用可能	平成30年4月1日以降使用した場合は電波法違反となる。 注8、注9
	登録局	950MHz帯 指定周波数 注2									
簡易無線局		950MHz帯 指定周波数 注5	250mW以下	3dBi以下	ARIB STD-T100	平成30年3月31日まで使用可能	平成24年7月24日で技術基準適合証明及び新規型式認証受付終了	すでに型式認証を受けたものは平成24年12月31日まで製造することが可能	平成25年1月1日以降は製造できない	平成30年3月31日まで使用可能	平成30年4月1日以降使用した場合は電波法違反となる。 注8、注9
特定小電力無線局		950MHz帯 指定周波数 注6	10mW以下	3dBi以下	ARIB STD-T90					平成30年3月31日まで使用可能	
構内無線局	免許局	920MHz帯 指定周波数 注3	1W以下	6dBi以下	ARIB STD-T106 TELEC-T240	-	技術基準適合証明及び型式認証受付中	-	-	-	-
	登録局	920MHz帯 指定周波数 注4									
特定小電力無線局		920MHz帯 指定周波数 注7	250mW以下	3dBi以下	ARIB STD-T107 TELEC-T242	-	平成24年7月25日から技術基準適合証明及び型式認証受付開始	-	-	-	-
留意事項							平成24年7月25日以降は、950MHzのRFID機器開発はできない。				

注1 952MHz～954MHz:952.4MHz及び953.6MHzはLBTなし
 注2 952MHz～954MHz:LBTあり
 注3 916.8MHz、9180.0MHz、919.2MHz、920.4MHz:LBTなし
 注4 916.8MHz、9180.0MHz、919.2MHz、920.4MHz、920.6MHz、920.8MHz:LBTあり
 注5 952MHz～956.4MHz
 注6 952MHz～955MHz
 注7 916.8MHz、918.0MHz、919.2MHz、及び920.4MHz以上923.4MHz以下のうち920.4MHzに200kHzの整数倍を加えたもの
 922.4MHz～923.4MHzはアクティブと共用で使用可能
 注8 不法開設罪 電波法第110条 懲役1年以下又は罰金100万円以下
 注9 重要無線通信妨害(携帯電話事業の無線設備の機能に障害を与えて運用した場合)
 電波法第108条の2 懲役5年以下又は罰金250万円以下